

医療法人厚生会 職務指針基本方針書

本指針は、医療法人厚生会で働く全員が共通して心掛けるべき職務と心の在り方を以下のガイドラインとして示します。このガイドラインは、組織全体の成果を高めるために、それぞれの役割を認識し、協力して業務を遂行するための基礎となります。

1. 私たちは、地域貢献を目的として活動します。

- 法人の基本理念を共有し、常に行動指針に基づいて活動します。
- 地域と良好な関係を構築し、地域の発展に貢献します。
- 地域の課題解決に資する取り組みや、地域のためになる取り組みを進めて行きます。

2. 私たちは、職場を常に清潔で整理整頓された、安全で安心して働ける環境を維持しています。

- 働きやすく、安全な環境づくりを全員で心掛けています。
- 快適で効率的な職場環境と健康管理の徹底は、従業員全体の生産性向上と安全確保に繋がります。
- 危険を発見した場合には、すぐに報告し、速やかに改善しています。

3. 私たちは、継続的な学びと成長を常に追求しています。

- 学びの機会を積極的に活用し、成長し続けています。
- 自己研鑽を怠らず、常にスキルや知識、人間力を向上させるための努力を続けています。
- 新しい情報や技術に触れ、組織の競争力向上に貢献しています。

4. 私たちは、創造的で柔軟な思考を持ち、日々の業務に取り組んでいます。

- 新しいことを提案し、変化を恐れずチャレンジしています。
- 注意や指導を成長の機会と捉え、自己改善に努めています。
- 組織の変化に柔軟に対応し、新しい技術や手法に対応しながら業務改善や効率向上を実現しています。

5. 私たちは、思いやりと助け合いを大切にしています。

- 法人内の同僚に対して思いやりと敬意を持ち、協力し合う姿勢を大切にしています。
- 共に成長し、チーム全体で成果を上げるために協力しています。
- 自分の感情や行動に責任を持ち、他者に敬意を払いながら行動しています。

6. 私たちは、職場および個人の目標を達成し続けています。

- 目標を明確に設定し、それに向けて計画的に行動しています。
- 組織全体の目標を意識しつつ、個人としての役割と責任を果たして成果を上げています。
- 目標達成のために困難や障害を乗り越えるやり抜く力を育んでいます。

7. 私たちは、効果的で建設的なコミュニケーションを大切にしています。

- 適切なタイミングで報告・連絡・相談（ホウレンソウ）を徹底し、チーム全体の連携を強化しています。

- 自身の感情をコントロールし、相手の話しを素直に受け取り信頼関係を築いています。
- たとえ言い難いことであつたとしても、誠意を尽くして伝え信頼関係を築いています。

8. 私たちは、チームワークの強化を推進しています。

- 法人から提供される情報や知識を自ら積極的に収集し、共有しています。
- 自らの役割を見据え、チームメンバーと協力して業務を進めています。
- 個人の成果だけでなく、チーム全体の成功を目指し、共に成長する姿勢を持っています。

9. 私たちは、業務が適正に遂行されることを目的として法令を遵守しています。

- 事業を行う際は、法令を遵守し、違法行為を行いません。
- 法令遵守のために必要な組織体制を整備します。
- 法人内の管理職と連携し、適切な事業運営を確保します。

10. 私たちは、身だしなみ・接遇マナーに配慮しています。

- 患者様や利用者様に信頼感と安心感を与えるために身だしなみを整えます。
- 笑顔で元気よく挨拶行い、明るい職場を作ります。
- 正しい言葉遣いをします。

11. 私たちは、患者様や利用者様に対して常に丁寧で迅速な対応を行い、信頼を得られるよう努めています。

- 患者様や利用者様の権利を尊重し相互の信頼関係を大切にします。
- 患者様や利用者様のご満足を最優先に考え、期待を超えるサービスを提供しています。
- 患者様や利用者様のニーズに耳を傾け、かつ迅速に丁寧な対応をしています。

12. 私たちは、プライバシーの尊重を徹底しています。

- 患者様や利用者様の職務上知り得た情報は他に漏らしません。
- 患者様や利用者様に不必要に介入したり関心を持ったり、嘘や陰口を言ったりしません。
- 患者様や利用者様の気持ちを汲んだ考え方を重要視します。

13. 私たちは、企業価値の向上に取り組んでいます。

- 売上高、利益率、キャッシュフローなどの財務指標を意識し、組織全体の目標達成に貢献しています。
- コスト削減と収益性の向上を常に意識し、法人の経済基盤の強化に貢献しています。
- 組織の成長に繋がるアイデアや解決策を提供し、組織の発展に貢献しています。

これらのガイドラインを日々の業務に活かすことで、組織全体の成長と発展に貢献できる職場環境を構築します。

(附則)

この指針は、令和7年1月1日から施行する。